

事業者の  
皆様へ

# 五島市つばき商品券

# 取扱店募集!!

五島市では、物価高騰の影響の中で、市内経済の活性化と消費喚起、市民の生活支援を目的として、全市民に対し、1人あたり15,000円分の五島市つばき商品券を6月中旬から順次郵送します。  
この商品券を利用できる取扱店を募集します。

取扱店募集期間

令和8年

5月11日(月)→5月22日(金)

登録受付機関

五島市商工会・福江商工会議所

※募集期限以降も随時受付いたしますが、5月23日以降の申込についてはチラシには掲載されません。

## 取扱店登録要領

### ●取扱店登録ができる店舗

五島市内に店舗を有する事業所及び事業者

### ●商品券で利用できないもの

- ◎換金性の高いものなど  
(商品券、切手、印紙、図書券、ピール券、たばこなど)
- ◎射幸心をあおるおそれのある業種
- ◎国や地方公共団体等への支払い

### ●取扱店登録手続き

取扱店を希望する事業所は、「五島市つばき商品券取扱店申請書」(様式第1号)を店舗が所在する区域の各受付機関に提出してください。

申請書・各受付機関は、このチラシの裏面によります。(本記載内容は「五島市つばき商品券発行事業約款」に基づいています)

### ●換金手数料

商品券額面金額×枚数×3.0%  
ただし、五島市商工会・福江商工会議所会員については1.5%



〈商品券の有効期限〉  
商品券到着後～  
令和8年9月30日(水)まで

### お問い合わせ先

- ◎五島市商工会 五島市岐宿町岐宿2256-3 TEL.(0959)82-0702
- ◎福江商工会議所 五島市末広町8-4 TEL.(0959)72-3108
- ◎五島市産業振興部商工雇用政策課 五島市福江町1-1 TEL.(0959)72-7862

裏面に五島市つばき商品券  
取扱店申請書がごさいます

実施主体/五島市つばき商品券発行実行委員会

この事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」と長崎県の「ながさき消費拡大・地元企業応援事業費補助金」を活用しています。

# 五島市つばき商品券取扱店申請書

五島市つばき商品券発行実行委員会  
会長 中村 権矢 様

五島市内で実施される「五島市つばき商品券」取扱店に登録したいので、次のとおり申請します。  
なお、当該事業の参加にあたり、約款等の定めを遵守いたします。

※太線内のみご記入ください。

事業所名	
代表者名	印
店舗所在地	〒
電話番号	- -
FAX番号	- -
業種	
事務担当役職氏名	

以下の内容に該当する事業所は右に○印を付けてください。 約款において、「市外に本社を置き、且つ店舗延床面積600㎡以上の事業所を大型店とする。」と定めています。	大型店
	○

※その他登録する店舗がある場合は、店舗毎に別途申請してください。

●商工会地区の取扱店は振込先口座情報を記入するとともに通帳のコピーを添付してください。

金融機関名	
口座名義	
口座種別	普通・当座
口座番号	

責任者	係	受付

事務局記入欄	取扱店コード	-
		○

取扱店登録申請は、店舗が所在する区域の下記受付機関にお申込ください。

- ◎五島市商工会 本 所 五島市岐宿町岐宿2256-3 TEL.(0959)82-0702
- 奈留支所 五島市奈留町浦1839-8 TEL.(0959)64-2288
- ◎福江商工会議所 五島市末広町8-4 TEL.(0959)72-3108